



社会福祉法人旭川隣保会 行動計画

2022年4月1日

既に女性労働者及び女性管理者の割合が多いので、職員の働き方を見直し、さらに全職員が働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

有給休暇取得率を5%以上増加させる。

<実施時期・取組内容>

- 2022年 4月～ 業務内容を見直し、実際に削減への取組を開始する。
- 2022年 10月～ 有給休暇の取得率が低い職員に、施設長が面談を実施する。

目標 2

男性職員の育児休業取得をしやすい環境をつくる。

<実施時期・取組内容>

- 2022年 4月～ 男性職員の育児休業取得制度に関する情報を配布する。
- 2022年 10月～ 配偶者が出産した男性職員を対象として、育児休業取得をすすめるとともに、業務の配分についての見直しを実施する。